

「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月環境庁告示第46号)等の
一部改正について

平成26年3月
土壌環境課

1. 1, 1 - ジクロロエチレンの基準値の改正等

改正の経緯

「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月環境庁告示第46号)の別表「1, 1 - ジクロロエチレン」の項の環境上の条件について、「検液1Lにつき0.02mg以下であること。」とされている。

一方、平成21年11月に「1, 1 - ジクロロエチレン」を含む4項目について、水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値が変更された(「1, 1 - ジクロロエチレン」については、検液1Lにつき0.02mg以下から0.1mg以下に変更)。

これらを踏まえ、平成25年10月7日、環境大臣から中央環境審議会に対して「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について」の諮問がなされ、平成26年3月3日に「土壌の汚染に係る環境基準の見直しについて(第1次答申)」が取りまとめられた。今回、当該答申を踏まえ、所要の告示改正を行うこととする。

改正の概要

- (1) 「土壌の汚染に係る環境基準について」の別表「1, 1 - ジクロロエチレン」の項の環境上の条件について、検液1リットルにつき「0.02mg以下であること」を「0.1mg以下であること」に改める。
- (2) 水質環境基準及び地下水環境基準等におけるリットルの表記の例に従い、別表中「」の表記を「L」の表記に改める。

2. 日本工業規格(JIS)K 0102の改正に伴う試験方法の改正

改正の経緯

「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月環境庁告示第46号)等に引用している日本工業規格(JIS)K0102(工場排水試験方法)は、国際規格との整合を図ることなどのため、平成25年9月20日付で改正され、新たな試験方法が導入された。

この改正を受け、新たに導入された試験方法のうち、適当と考えられる方法を公定分析法に位置づけることとし、所要の告示改正を行うこととする。なお、今回の改正によりこれまで用いていた公定分析法について使用できなくなるものではない。

改正の概要

- (1) カドミウム(告示46号、告示17号、告示18号)

試料中のカドミウム濃度が低く、アルカリ金属、アルカリ土類金属イオン等の共存物の濃度が高い場合に、これらの共存物を取り除き、試料を濃縮するための操作としてキレート樹脂による分離濃縮法を使用できることとする。

(2) シアン(告示46号、告示17号、告示18号、告示19号)

改正 JIS K0102 で追加された方法(流れ分析法)を用いることができることとする。

(3) 鉛(告示46号、告示17号、告示18号)

試料中の鉛濃度が低く、アルカリ金属、アルカリ土類金属イオン等の共存物の濃度が高い場合に、これらの共存物を取り除き、試料を濃縮するための操作としてキレート樹脂による分離濃縮法を使用できることとする。

(4) 六価クロム(告示46号、告示17号、告示18号、告示19号)

改正 JIS K0102 で追加された方法(流れ分析法)を用いることができることとする。ただし、塩化物等測定妨害となる物質を含む試料を分析する場合は、JIS K0170-7(流れ分析法による水質試験方法)に定める方法で試料ブランクを測定することとする。

(5) ふっ素(告示46号、告示17号、告示18号、告示19号)

改正 JIS K0102 で追加された方法(流れ分析法)を用いることができることとする。

(備考) 上記の告示名の略記については以下のとおり。

告示46号：土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年8月環境庁告示第46号)

告示17号：土壤汚染対策法施行規則第六条第二項第二号の規定に基づく環境大臣が定める地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法(平成15年3月環境省告示第17号)

告示18号：土壤汚染対策法施行規則第六条第三項第四号の規定に基づく環境大臣が定める土壤溶出量調査に係る測定方法(平成15年3月環境省告示第18号)

告示19号：土壤汚染対策法施行規則第六条第四項第二号の規定に基づく環境大臣が定める土壤含有量調査に係る測定方法(平成15年3月環境省告示第19号)